

院政期歌壇の一考察

——藤原俊忠の生涯をめぐって——

橋 本 不 美 男

序

従来われわれが、和歌——それを生んだ歌壇というものを考える場合、とかく少数の作品および作家のはなやかさに幻惑されて、それを生み育てた歌壇の基礎構造、実態の解明は閑却視されていた嫌いがある。

和歌史上のピークといわれる、古今歌壇、新古今歌壇については、いろいろな角度からさまざまな研究がなされてはいるが、この傾向がないとはいえない。殊にそのような文学史的な大きなピークをなす時期ではなく、まず平凡な時代の歌壇の実態はどうであつたのかは全く知られていない。

しかし少くとも、古代和歌の、宮廷生活を基盤として生みだされた、和歌史上のかずかずの作品、作家を生んだ歌壇は、年次的に、ある共通の本質と構造を持っていたと考えて差支えないだろう。私自身院政期和歌に興味をもち、いわれるように俊頼・基俊がこの期歌壇の指導者となるまでの過程にからんで、源経信・藤原通俊の晩年から、この二人のリードする時代に至る間の歌壇の実態の動きを解明したかった。そこに

あるいは、和歌の場の特殊な変移があれば、一誘因ではあろうが、古代和歌から中世和歌への転移の萌芽も見られるのではないかという、大それた希みも実はあつたのである。

しかしたとえ院政期に限つても、知られる限りの歌人の行動をたどる事は短時日ではできない。といつて顕季・俊頼等の特異な歌人を追つては、前言した前車の轍をふむ可能性が多い。そこで院政期歌壇の一員であり、すぐれた歌才があると思えず、またとびぬけた高貴の家柄でもない、まずまず平凡な中流貴族ではあるし、手がかりの家集も残されていない藤原俊忠を撰び、その歌壇活動と周辺を、その生涯にわたつてたどる事によつて、私の意図の一斑をはたすことにした。俊忠を媒体とすることは、必ずしも適当とはいえないが、また他にふさはしい史料にめぐまれた貴族歌人はない。俊忠を追うことによつて、自然その周辺の人々の歌壇活動も推察されようし、併せて幾分なりとも、一般的な院政期歌壇の基礎構造なり、実態なりが明らかにされようし、その結果に基いて、前代および後代も演繹、帰納し得るかも知れないと考えたからである。

俊忠の社会的環境

俊忠は、法成寺関白道長の六男正二位権大納言長家を祖とする御子左一流に属する。父忠家は正二位大納言、寛治五年一〇九一、俊忠時に十九歳に五十九歳を以て薨じた。叔父祐家は小野中納言といわれたが、寛治二年正二位中納言をもつて薨じた。俊忠は忠家の二男として延久五年一一七三に生れた。時に白河天皇治政、父忠家は正二位権大納言、大皇太后宮大夫を兼ね四十一歳、母は伊予権守藤原敦家女、一説には兄基忠と同じく大納言藤原経輔女ともいわれている。当時兄基忠は従四位左少将で十八歳。のち承徳二年一一九〇従二位権中納言右衛門督四十三歳で薨じた。

俊忠は十二一〇九八十四歳一〇九一ごろ叙爵兄基忠は、応徳三年一一一〇白河天皇の侍従となつた。以後兄基忠とはほ同じく、衛府の少中將を歴任、藏人頭をへて、参議、権中納言、大宰権帥となり、保安四年一一三三五十一歳一説に五十三をもつて薨じた。全生涯を白河院々政下、主として堀河院御代に官仕生活を送つた。昇進は兄基忠に比して遅いのは、二男であるからやむを得ないが、

世をうらみて、桂の家に籠り居て侍し頃、九月十三夜、をのこども歌読し次に

ながめするころの闇もはる許桂の里にすめる月かな

俊忠集34

のように世を恨む事もあつた 参議在任は長治三34—保安三50の十七年間に及んだ。

その間、公生活においては、衛府の少・中將の職務 寛治二16—長治三34に至る十九年間

をよく果した。衛府の少将として石清水・春日祭の舞人たることも職務であり、公事行事の際、次將の陣にあつて警護にあたつた事も記録に示されている。また武官としての弓技も当然習熟し、能射の殿上人にはならなかつたが、賭弓・小弓合等の射手をつとめていることも記録にみえる。このように俊忠は、当時にあつては、特に優れた政治家でもなく、また将来の高官を約束された高貴の家柄でもなく、まずまず平凡な中流貴族であつた。

また貴族の一般教養として、音楽・文学・鞠等が考えられるが、俊忠は鞠が堪能であつたらしく、撰集抄・古事談に説話として収録されている。しかしこの事は後述するように、俊忠の歌人生活には益しなかつた。また消息を書かざる人で卿相にのぼつたのは、俊忠が始めてであるという古事談註1の記載は、俊忠の人を知る上、また当時の貴族の教養のありかたを知る上に興味ある説話である。この俊忠が当時の歌壇といかなる接触をもち、作歌活動をしたかは、今日残された家集・勅撰集・歌合・記録によつてその幾分を知る事が出来る。特に俊忠は、俊成・定家という優れた子孫を残したため、その家集が今に伝存されている。

俊忠の家集は、群書類従卷二三八に権中納言俊忠卿集として四十三首が流布している。しかしこの集は脱落その他があつて善本とはいいがたい。そのほか書院部に流布本系の善本および異本があるが、異本中納言俊忠卿集 桂宮本叢書私家集四収は、本文四十三首のほか、追書として流布本系の二十首 内重・連歌四句を含む、最も歌数が多いのでこれをもとする。

家集総じて六十一首^{重複歌を除く}・連歌四句、うち他人歌七首・連歌を除き、五十四首の詠まれた場の構成をみると

宮廷歌会	十六首	30%	家歌合・歌会	二十五首	46%
贈答等	六首	11%	その他	七首	13%

となり、僅かの現存歌ではあるが、俊頼・基俊・顯季等の家集と異り、いわば義務的な公式の場の歌が圧倒的に多いことは注目すべきである。

なおこのうち贈答に属する六首のうち、二首は堀河院崩御に対する奉悼歌である。また宮廷歌会の詠は一ケ度一首であるに對し、家歌合歌会の詠は、一ケ度数首にのぼるものが多いので、この二者の比率は、まず五分五分と考えられる。この家集の場の内容構成に従つて、俊忠と歌壇の關係を、宮廷歌壇と一般貴族歌壇との二に分けて考察を進めたいが、補注参照の繁をさけ、不十分の史料ではあるが、俊忠の誕生から薨去までの歌壇關係を、一表にして附したので、各章ともにそれを参照されたい。

俊忠と宮廷歌壇

俊忠の官仕は、応徳三年^{一〇八六}十一月二十日、十四歳の時、白河天皇の侍従にはじまる。しかし同月二十六日、白河天皇は堀河帝に讓位され、なお政を院中で執られるという院政が開始された。当時の摂関——藤氏勢力の抑圧と、村上源氏の重用はよく知られる所であり、従つて一般的にいつて、身分の高下をとわず、宮廷歌壇の内外に源家の人々が活躍す

るのもこの期の一特色である。

俊忠の名が、歌壇に見える初出は、寛治五年^{一一一〇}十月（一日）^{時に從四位下}右少將^{十九歳}白河上皇大井河御幸の際の和歌であり、つづいて寛治八年（八月十五日）鳥羽殿にて「飢池上月」を詠んだという。前者は新拾遺集冬、

後者は続拾遺集賀に撰入されている。この二首は俊忠が自ら遺したという^{異本、俊成の識語}現存家集には見えないが、記録によれば、夫々括弧内の日付の行事であり、歌題も一致する。しかして家集に現れた宮廷歌会の詠を、記録に裏付けをもとめて年次順にみると

- | | | | |
|-----------------------------|---|-------------------------|--------------------|
| 1 嘉保三・三・一一 | 清涼殿和歌管絃御会 ^{花契} | 集 58 | 右少將 ^{24歳} |
| 2 康和四・閏五・二 | 内裏艶書和歌御会 | 集 4 ⁽⁵⁾ | 左中將 ³⁰ |
| 3 〃 〃 閏五・七 | 同後番 | 集 44 ⁽⁴⁵⁾ 46 | 〃 |
| 4 〃 〃 閏五・一〇 | 中宮御方 ^{閏五月} 和歌御会 ^{郭公} | 集 13 | 〃 |
| 5 長治二・閏二・一六 | 内裏小弓合及和歌御会 ^{花為} | 集 59 | 〃 |
| 6 長治三・三・一二 ^(嘉承元) | 殿上当座沓冠 ^{こいたじき} とき ^{のふだ} | 集 63 | 藏人頭 ³⁴ |
| 7 嘉承二・三・六 | 鳥羽殿和歌管絃御会 ^{池上} | 集 2 | 参議 ³⁵ |
| 8 〃 〃 三・一二 | 中宮御方観桜歌会 ^{花開路} | 集 3 | 〃 |
| 9 〃 〃 三・一四 | 内裏北面歌会 ^{越山} | 集 10 | 〃 |
| 10 〃 〃 三・三〇 | 内裏当座乱題歌会 ^{つりふね} | 集 6 | 〃 |
| 11 永久四・閏一・二五 | 白河院鳥羽殿和歌御会 ^{梅花} | 集 61 | 〃 |
- の十一ケ度の年次がほぼ判り、他に、集 1・12・42・60 の四首は、堀河院内裏歌会の詠であることは判るが年次等は判明しない。このほかに勅

撰集による寛治五年十月一日・同八年八月十五日の仙洞御会二ヶ度に参会しているのを加えても、寛治二年^{八〇}任左少将から嘉承元年^{一一〇}六任参議に至る十八年間の衛府の次官時代——殿上人期は八ヶ度、そのうち卿相に準ずべき藏人頭期たる殿上当座を除けば七ヶ度となる。それに反し、頭中将から参議となつた嘉承元、二年にかけたわずか一カ年間に五ヶ度を数えている。嘉承二年七月堀河天皇の崩御を見なければ、更にこの対比は明瞭になつたであろう。これは現存資料に則しての、單なる宮廷歌会への出詠度数と年数との数字上の比率には過ぎないが、これに見られる殿上人・公卿の身分差による宮廷歌壇との関連の密疎は、何等かの意味をもつものである。また寛治期の二ヶ度と、永久四年閏正月の鳥羽殿御会を除き、年次不明の四ヶ度も加えての十四ヶ度は、すべて内裏歌会の出詠歌であるということも、俊忠と宮廷歌壇の連関に、また意味をもつものであらう。そこで俊忠と宮廷歌壇の考察を、年次的に殿上人期と卿相期にわちち、更にその中を、内裏歌壇と仙洞歌壇に二分して考へて行きたい。

1 殿上人期 寛治——長治

△内裏歌壇▽

前代の白河天皇の治政は、延久末年^{七二}から応徳三年^{八六}に至る十四年間にすぎなかつた。しかしその間、承暦二年四月二十八日清涼殿歌合・同月晦日同後番歌合をはじめ、承保二年四月・九月の両殿上歌合、更に承保三年十月二十四日の大井河追遙歌合をはじめ、六ヶ度の内裏歌

会が記録に知られる。いずれもその詳細な記録は知られていないが、最も有名な承暦内裏歌合は総合的な遊宴行事歌合であつた。応徳三年十一月白河天皇は讓位され、堀河天皇の御代となつたが、御年八歳の幼帝で、寛治五年^{九一〇}篤子内親王の入内をみるまでは、恒例の御書所作文御会、あるいは小鳥合などのほか、内裏で和歌御会の催しがなかつたのは当然であらう。

まず内裏歌会は、寛治六年四月十二日の四宮^{篤子内親王立后前}御方^{御方}和歌管絃の興が初見である。当座と思われ、頭弁季仲以下殿上人十余人、天皇も簾中から密かに御覧になつた。宗忠・源有賢・忠教等が管絃を奉仕、ついで読師源国信・講師通輔により和歌が披講された。ついで同年十月二十九日大井河追遙、四宮御方で和歌が講ぜられたが「殿上追遙也、世間人不受^{云々}」^{中右記}とあるように、供奉は頭弁季仲・頭中将宗通・五位藏人たちで、年幼い季房・宗輔・実隆なども入り、前会も併せて、内裏・四宮の近習殿上人のみを召されたものであつた。寛治七年三月十一日には高陽院中宮御方に、左大臣源俊房以下の公卿殿上人を召されての御遊があつた。しかし小弓・蹴鞠の興、管絃・朗詠はあつたが「依中宮御衰日之故」つて和歌の事はなかつたのは注目される。諸事つつしむべき主催者の衰日に、弓・鞠・管絃・朗詠の興は行つたが、和歌をつつしんだのは、和歌が前四者等に比し、はるかに重要に考えられていた一証左という事が出来る。

嘉保二年^{九一五}仲秋八月十二日、頭弁源師頼以下殿上人十余人が、嵯峨

野に逍遙、虫を集めて天皇・中宮に献じ、殿上に於て小宴「人々朗詠入魔」の境にいたり、当座に歌題を簽議し中宮御方で披講された。中宮の女官達も簾中から出詠したと記されている。翌三年二月二十九日中宮御方と歌会もこれと同趣のもので、頭弁源師頼・頭中将源国信等殿上人五六人に桜花を尋ねさせ、中宮御方で和歌を講ぜられたものである。以上四ヶ度、いずれも題・序・読師・講師以下の構成諸役もあり、云捨の歌会ではないが「予不入其召、遺恨耳」嘉保三・二・二九と宗忠も恨んだ如く、当座的な、中宮後宮を中心に、内裏近習の殿上人を召された遊興の内会であつたのであろう。特に源国信は藏人頭であり、また中宮権亮として、文字通り天皇・中宮両者の近臣近習である。俊忠は時に従四位左右少将を経仕、二十歳台の前半であつたが、これらの雅会に召されたかどうかの明徴はない。しかし後には堀河天皇の近習的な立場にあつたことは後述する。

嘉保三年三月に入り、内裏にはじめて中殿御会が企画された。歌題・序は碩学江中納言匡房、「今夕於御前初有和歌」(通徳)「治部卿為講師、誠神妙也、初御作也」中右記とあるように、堀河天皇御代はじめての清涼殿和歌御会で、またはじめて御製を詠作された御会であつた。公卿は前太政大臣師実・関白師通・左大将忠実の摂関家祖父子、源師忠・公実・通俊・大江匡房等十二人、別に「堪管絃殿上人」として右大弁源基綱経信二男・右中弁宗忠・中将忠教四位以上・藏人少将宗輔・藏人式部丞宗仲が召人として候した。まず御遊、管絃に忠実・源師忠・公定の公卿のほかは前記五人

の殿上人が奉仕、講師源基綱・読師源師忠によつて和歌が講ぜられた。「公卿皆被進歌、但殿上人者別仰不及広」中右記の如く、「献和歌殿上人」平時と記録にことさらに別記されて、源師頼・源基綱・源国信・宗忠・源能俊・忠教・頭実・俊忠・成宗・時範・家政・宗輔・源師時・宗仲・明国・仲正宗仲以下三人は藏人の上臈の十六人が、管絃・警護其の他の殿上人から撰択されて詠進せしめられた。管絃堪能の殿上人として特に召され、御遊に奉仕した五人印が、身分の高下にかかわらず、すべて和歌を召された事は注意を要しよう。また俊忠は右少将24として衛府の勤務——警護に従い、和歌を詠進し得たことは、記録にも家集58にもうかがわれる。恐らく俊忠は、その歌才からみて、この頃堀河天皇の近習的な地位にいてこそその所以であらう。

夫木抄によれば、この年同月中宮御方に於て詩歌合が催されているが、詳細は判らない。こえて承徳三年一〇九〇三月二十八日、内裏において賭弓・蹴鞠の興、つづいて中宮御方で管絃・和歌会という総合遊宴が催された。当座臨時の御会ではあつたが、師実以下の公卿殿上人が参加、序は正家、歌会の詳細は判らない。この間内裏においては御書所作文会が行われたこと例の如くである。この年八月十六日、源経信と二人並び称された通俊は薨じ、指導的な公卿歌人は全く宮廷歌壇から姿を消した。大江匡房は儒家として考えられていた。歌会の題序を奉るのは儒家。

康和四年一一二〇閏五月二日、内裏に於て艶書と歌会が催された。今鏡によれば、堀河天皇が「つれに／＼おぼしけるにや、歌よむおとこ女よみ

かはさせて御覧じ」られたもので、男、公卿に公実・源国信・源基綱・忠教・源俊実、殿上人に源俊頼・俊忠・源師時の八人、女房は周防内侍・筑前・院大進・女御殿ゆり花・前斎院紀伊・殿肥後・四条宮中斐・中宮上総・一宮紀伊・女院安芸の十人、つづいて同月七日後番歌会が催され、男は基綱がぬけて、殿上人に顕季と佐顕仲が加わり、女房は院大進と女院安芸がぬけて、前斎院津君と小大進が加わった。催しとしては「小和歌会」殿ではあつたが、趣向の面白さと和歌堪能者を意識して贈答せしめた点が、更に後番には顕季・顕仲の参加となり、金葉集以下の諸勅撰集に多くの入集を見、和歌史的にも著名な歌会となつたのである。左中将俊忠³⁰は、優れた宮廷歌人とともに、前後番とも参加し得たが⁴⁴、⁴⁶他の殿上人と肩を並べる和歌堪能者であつたのであろうか。これは公実のち東・源能実中宮権亮・源国信中宮権亮・源師時天皇崩後素服下賜のように、構成の骨格は近臣・近習であり、それに和歌堪能者を加えられたと考えられるので、俊忠もこの頃近習的な位置にいたためではなからうか。ともかくもこの催しにより近習中心の内々会にも、顕季・佐顕仲のような、はつきりした近習以外の貴族歌人を召された点、特に注目し値しよう。つづいて同月十日、堀河天皇が中宮御方に渡御されて和歌御会が催された。俊忠集¹³・千載集夏により俊忠の列座出詠は認められるが、他は源国信新古今夏・俊頼散木集のほか詳細は記録にも所見がない。

二年後の長治元年^{〇六}四月二十四日、堀河殿新造遷御はじめての中宮御所での、和歌・管絃を主とする種々の御遊が行われた。公卿は忠実以

下十人、殿上人は顕実以下十余人、女房の出詠もあつたが、源俊実金葉集・源俊頼散木集のほか披講の状況は詳かでない。源有賢・源俊頼・宗輔・師親が管絃を奉仕したが、俊忠の列座の有無は判らない。同二十七日中宮御所に於ては、公卿忠実以下の小弓興が終日行われ、東宮殿上に於ても初度の和歌御会が近習により行われた。同年六月十日には殿上人七八人による小和歌会、翌二年閏二月二十四日には中宮女房による花合、のち右大臣忠実以下公卿五人、殿上人源有賢以下により和歌・管絃の御遊があつた。いずれも当座内々の会で、天皇近習・中宮職・後宮女房が中心で範圍は広く及んでいない。

しかして長治二年三月五日、堀河殿遷御はじめての中殿和歌管絃御会が行われた。題・序は江匡房、公卿は左大臣源俊房以下十三人、殿上人重資以下廿余人。まず管絃御遊、公卿のほか「堪管絃殿上人」を召され、宗輔・源有賢・源俊頼・家保が奉仕し、ついで和歌が披講された。殿上人の出詠については明徴がなく、したがつて俊忠左中将の列座詠進の有無も判らない。

以上、長治三年^{〇六}までの内裏歌壇を現存史料により通観した。しかし俊忠集の年次不明の内裏歌会の詠にみる如く、このほか当座密々の歌会も多くあつたのであろう。この一部をもつてこの期の内裏歌壇の実態を推定するのは、あるいは無理かも知れない。が大まかに云つて、篤子内親王入内から徐々に内裏歌壇は活発となり、その内容はまず、1晴の中殿御会、つぎに2兼日兼題の和歌管絃御会長治元年四月堀河殿中宮御方和歌管絃御会等、そ

して3当座内々の和歌御会にわけられる。その三別は、出席公卿殿上人の服装にも区別中殿御会は大匠は直衣、以下は束帯。兼日兼題御会は公卿は直衣、殿上人束帯。当座は直衣宿衣等が見られるので、当時もその意識はあつたのであろうし、のち八雲御抄にみられる、1は中殿会、2は尋常会の区別をも生じたのであろう。しかし、1・2はまず必ず管絃御遊を伴うこと、しかも晴の公事とも目される中殿御会は、天皇および公卿が中核であり、殿上人は諸役に参仕するにすぎず、2もそれほど厳しくはないが多分にその傾向をもつという事も認めねばならない。これらは、前代の晴の内裏歌合・中殿御会にみられるのと同様に、本質的にはなお遊宴行事の一ではあろう。しかしその最も重いものは中殿（清涼殿）で行われ、また衰日にはつつしまねばならぬという意識が生じたことは前述した通りである。このことは衰日には行われ、忌日には避けねばならなかつた管絃——と同様に宮廷でしばしば催された小弓合・蹴鞠の興にくらべて、同じ宮廷行事ではあつたが、はなはだ異質の位相を示していると思われる。いわば全く公的であつた作文会に近い地位を示すものであろうし、それがこの期の宮廷生活における和歌の位置を示しているともいえよう。

また3は当然極めて近臣近習的なグループを召されて催されるのであろう。そのとおり源国信・顯仲兄弟、源師時、仲実等は明瞭な堀河天皇近臣であつたいずれも崩御時素服を賜う。しかしてこれら近臣がいずれも有数な歌人であり、かつは国信・顯仲等は管絃の妙手でもあつた。それらの關係が、あるいはもとと近習であつたのかの、先後關係は判らないが、忠教、

源基綱・俊頼兄弟いずれも当時管絃の妙手等の如き貴族歌人をそのグループに加えた。更にはそれが趣向によつて、艶書合にみられるような、顯季上皇近臣・佐顯仲等の別グループの和歌堪能者をも、内々の催しに撰拔参加させるという方向をとつたということは、内裏という意識を外して、非公式の場——そこに一つの歌壇が見られることになり、注目される事である。俊忠は、一応この堀河天皇近習歌壇の一員であつたと考えてよからうか。

△仙洞歌壇▽

白河院仙洞歌壇は、内裏が幼帝である以上、御在位中の内裏歌壇が延長されたわけである。しかも上皇が最も鐘愛された第一皇女媼子内親王郁芳が齋宮を退下され、上皇と六条殿に御同居された。記録に詳記はないが、寛治元年八七〇十月二十七日から三十日に至るまで、上皇は郁芳門院・第三皇女令子内親王とともに鳥羽殿に逍遙和歌会を催された。寛治三年八月二十三日皇太后寛子後冷泉院皇后御方で、源經信判による扇合が行われたが、白河院仙洞と關係はないので省略するが、四条宮寛子の後宮も一歌壇をなしていたのであろう。

前にのべたように、俊忠の名が宮廷歌壇にみえる史料の初出は、新拾遺集冬の

寛治五年十月、白河院大井河に御幸せさせ給うて、落葉満水といふ事をよませ給うけるに仕うまつりける 権中納言俊忠
大井河水の流れも見えぬまで散るもみち葉のうかぶ今日かな

に見られる。これは記録によれば

(寛治五年) 十月一日……(白河)太上皇自鳥羽殿、以御船、歴覽大井河紅

葉、入夜還御六条院、被講和歌、題云、落葉滿水、講師木工頭隆宗

朝臣也(中右記) 後二条関白記・為房記もほぼ同記

とあるのみで、人員規模等は判らない。修理大夫頭季集によれば、頭季時に正四位下修理大夫も供奉し、和歌を詠んでいる。俊忠は、当時従四位下右少将

十九歳、恐らく供奉の一員ではあつたのであろう。寛治七年三月十日の逍遙も、右二ヶ度と同趣のものであり、上皇が「時々小雨、桜花盛綻」

なかを、東北院・齋院御所・鳥羽殿等を御巡覧、六条院に還御あつて催された。公卿に右大臣源頼房以下五六人、大納言源雅実・右衛門督基忠の詠は新勅撰集春上に、殿上人としては長実の詠が新拾遺集春下にみえる。記録によれば、公卿は直衣、殿上人は布衣または衣冠とあるので、内裏歌会のはぼ尋常会に該当するものと考えられる。

つづいて五月五日、六条院において、郁芳門院御主催の根合が行われた。事前の七社奉幣、勝方の賀茂社奉賽、競馬等、遊宴行事歌合のすべてを具備したものであり、歌合に先立つ方人等の舟遊はあつたが、後三条天皇の御忌月たるによつて歌合後の御遊はなかつた。白河上皇も簾中に御された右大臣源頼房判の撰歌合 撰者、左通俊、右経信 で、公卿は先例により位階に従つて左右の方人に分けられ、俊忠は源師頼とともに左右の指燭を奉仕した。この歌合において撰歌された歌のうち、一番菖蒲左、参議経実の歌は孝善の代作 袋草紙遺篇、その右、掌侍も二条大皇太后大式の代作 同

上、二番郭公左の堀河殿は、弟基俊の代作 統詞、花夏、袋草紙遺篇 によれば津

守国基も代作をし、撰歌された左少将忠教の詠も代作の可能性のあることが知られる。一方散木集によれば、俊頼も代作歌三首を詠作している。これらの事は、他の兼日・兼題の歌合・歌会でも行われ、勅撰集・

諸家集にその証左をみることができる。これは袋草紙遺篇「撰者故実」の記載と考え併せると、代作は公然の事であり、この代作を生む基盤として、晴の歌合・歌会が公卿中心であり、次に然るべき家柄の君達 撰関家等

重代歌人、更には卑官殿上人地下でも長年和歌堪能のものは、しかるべき公卿殿上人の名義で代作を認められ、それが低位卑官の歌人としての唯一の晴の宮廷歌壇への参加の道であつた事を示している。しかしてこの晴の歌合も、本質は内裏歌合ではなく、郁芳門院後宮歌合であるので、宮廷行事としては、中殿御会に及ばず、まず尋常会の位置を占めるものであつたろう。

寛治八年八月十五夜の鳥羽殿月御覧和歌管絃御会は、兼日の宮廷和歌御会の典型を示すものである。まず夕刻公卿殿上人参入ののち、白河上皇は御乗船になる。郁芳門院も臨御。前関白師実、左大臣源俊房、関白師通等、および上皇の御思召で、特に帥大納言源経信、殿上人として宗忠・源有賢・政長が御同船。ほかは公卿・殿上人と別れて乗船、舟中で管絃朗詠、その間御膳・盃酌が供され、やがて船を東面の郁芳門院御方につけて、和歌が講ぜられた。序は経信、金葉集以下に、上皇御製・経信・権中納言忠実・同公実の詠が撰入されている。殿上人は頭中將源

国信以下四十人許とあるが、右少将俊忠22も列座、撰ばれて詠進したらしく続拾遺集賀にその詠がみえる。恐らく俊忠は、これ以後間もなく、堀河天皇あるいは中宮篤子の近習となつたらしく、こののち、堀河天皇崩御までは、絶えて仙洞歌壇に記録をとどめない。

翌嘉保二年^{一〇九五}八月十日、上皇および郁芳門院は鳥羽殿に御幸、同廿九日まで滞在された。その間上皇は、霍乱・瘧などの病に悩まされながらも、院司の近臣近習を集められて、毎夜和歌会を催されたという^{中右記}。

その興極まつて、同月二十八日鳥羽殿郁芳門院御方で催されたのが鳥羽殿前裁合である。寛治七年郁芳門院根合と同趣のもので、撰歌合であつたらしく^{六条修理大夫集}、判者は左大臣源俊房。類聚歌合廿卷本断簡に家道・安芸・公実・行宗の四・五番の詠が、また金葉集以下に公実・通俊・周防内侍・安芸の歌、行宗卿集・讃岐入道^{綱頼}集にそれぞれの詠がみえる。

この歌合においては顯季は、その子越前守家保^{左秋}、同因幡守長実^{萩不入菊撰入}に各二首宛代作したが、その家集にみえる。この頃源経信は子俊頼を伴つて、大宰権帥として九州に赴任し、以後ふたたび宮廷歌壇に姿を見せなかつた。

嘉保三年三月一日の鳥羽殿和歌管絃御会は、寛治八年八月十五夜御会の観月を観桜と変えただけの、ほぼ同趣のものであつた。ただ規模は前度より小さく、公卿は中宮大夫源師忠以下七人、しかもそのうち仙洞の院司でないのは左衛門督公実一人のみ、殿上人も「常祇候殿上人十余人」で、服装も院司外の公実の直衣を除いてはすべて布衣。このように

近臣近習の内会的な性格を多分にもつてきた事は、この頃、既に内裏歌壇が漸く動き始めていた事実とも関連し、仙洞歌壇そのものの宮廷歌壇としての拘束もあるうが、後に極めて近臣中心となる一誘因がここに見られるといえよう。

これに対し旬日前の二月二十二日、京極御堂十種供養後宴歌会は、種々の意味で特徴を示している。十種供養は前関白師実の主催であり、場所もその邸京極殿であつた。兼日作式の大法会で、その光華のため白河上皇郁芳門院の臨幸を得たという。しかし法会も後宴も、規模等のすべては宮廷のそれに異ならない。廿二日は法会おわつて管絃御遊。上皇は京極殿に宿られる。翌廿三日は後宴、雨のため種々の音楽は停止されたが、盃酌・管絃御遊、ついで左大臣源俊房が題^瓶・序を奉り、和歌が講ぜられた。列座の公卿殿上人の範圍は内裏中殿御会に等しく、「公卿十人皆悉進歌」ぜられたが、「殿上人十二人依撰進和歌」じた。その十二人とは顯季・師頼・国信・基綱・宗忠・能俊・忠教・顯実・成宗・師時・顯隆・宗光であつた。管絃を奉仕した殿上人は基綱・宗忠の二人であつたことも書き添えたい。このように、上皇・郁芳門院の列座の故もあつたであろうが、摂関家の晴の催しは、全く内裏に準じ、仙洞より大規模であつたことは注目に値しよう。

同年八月七日、郁芳門院は御年二十二歳を以て崩じられた。女院は堀河天皇と同母「太上皇第一最愛之女」として、斎宮を退下されてから常に上皇と御同居、遊楽を共にされた事は前述した如くである。女院の崩

御を境にして、仙洞の御会は記録に稀有となる。五年後の康和三年〇一十月二十七日の鳥羽殿北震殿和歌御会は、右大臣忠実是不参^殿、序は学生尹通、顯季^{六条修理}・俊頼^{千載集}・の詠は知られるが、詳細は判らない。恐らく顯季等の近臣中心の歌会であつたのであらう。長治元年四月、院侍臣による和歌会が開かれた事が扶桑古文集にみえるが、恐らく上皇の臨御はなかつたのであらう。このように郁芳門院生前のような活発さは、既に仙洞歌壇にはなくなつた。この事は仙洞歌壇が、実は本質的には郁芳門院中心の、近臣・近習・後宮的歌壇であつたのであり、上皇として主催される仙洞歌会にも、郁芳門院および後宮女房は参加し、列座公卿殿上人も上皇院司・近臣、女院院司^{註2}が中核をなしていたことが知られるのである。

2 卿相期 ^{嘉承—保安四}

△内 裏 歌 壇▽

俊忠は長治三^{嘉承元}一〇六年三月十一日、三十四歳を以て蔵人頭に補された。官職的には天皇側近の長であるこの職に補職されたことは、その意味から云つても、この前後を通じて堀河天皇の近習であつたであらうと云える。ついで同年十二月二十七日参議に任官した。この頃、堀河天皇および中宮篤子との親縁関係が深い因子をなすといわれる堀河院百首和歌が成立した。いわば当時一流の歌人と目された人であらうし、公実・大江匡房・源国信・源師頼・顯季・源顯仲・仲実・源俊頼・源師時等の公卿殿上人が主となるが、俊忠はそのメンバーに入らない。

翌嘉承二年三月五日、堀河天皇は白河法皇御所鳥羽殿に朝覲行幸され、同六日同所寝殿に於て和歌管絃の御会を催された。その規模は、中殿御会というべく、公卿は関白忠実以下十八名、新宰相俊忠も公卿としてはじめて御会の本座についた。和歌披露ののち管絃御遊、管絃の殿上人に源俊頼・源有賢・家俊・信通等が召された。事おわつて感興の余りに、北面御所で源顯通・宗忠・源顯仲・俊忠^{以上}・源有賢・源家俊・敦兼等を召されて、管絃・朗詠・雜芸・舟遊があつた。俊忠はこの鳥羽殿御会では天皇近習として側近に候し、その詠は家集²に、金葉集以下に御製・忠実・宗忠の歌が、散木集には俊頼の詠がみられる。

同月十二日、中宮女房の観桜、中宮御方披露の歌会には、公卿二人、殿上人数人が加わつたが、俊忠は公卿の一人³、俊頼も殿上人として召された^{散木集}。同十四日は内裏女房が洛外花山寺で観桜、かえつて殿上北面で和歌が講ぜられたが、公卿に源顯雅・源顯仲・俊忠^{10集}、殿上人廿人許が列座した。新勅撰集春に源師時・敦兼の詠が収められている。同二十八日殿上人十余人が御前で和歌を講じ^{散木集}、俊頼^{註5}、同三十日当座乱題和歌会^{国信・能俊・顯仲・俊忠(集5)}等、当座の内会はしばしば開かれ、国信・顯仲・俊忠等は公卿、師時・俊頼は殿上人の近習として常に列座詠進したらしい。ついでの五月三日禁中北面において当座和歌会が開かれた。この当座御会の構成は判らない。しかし歌題は「雲間微月」「池上菖蒲」の二題であつたという^{中右記}。中殿御会をはじめ、兼日当座をとわず、和歌会は、乱題探題のほかは一題が通例である。ここに当座乱題に

ついで二題の歌会がもたれたことは、この当座歌会の質的な充実と、大きな展開を示している。堀河天皇および中宮篤子の、風流雅事、とくに和歌に対する執心、それが結局は国信・顯仲・俊頼・師時、あるいは仲実・俊忠その他も加えて、好事の、しかも歌才のある近習を自然集めたことになろう。その近習グループが、はつきりした歌壇意識をもったからこそ、きまりきった歌会方式に不満をおぼえ、度重なる催しとともに、あるいは乱題探題を、或いは歌題を倍加するなど、近習グループの活発な歌壇活動を示してきたのであろう。

この歌会を最後として、同七月十九日、堀河天皇は御年二十九歳の若さを以て崩御された。ここに俊秀歌人を近習に得、側近に有力な一歌壇を形成しつつありながら、それを内裏歌壇として大きく発展させる機会を失し、更には四年後の天永二年正月に国信も薨じ、堀河院歌壇は終焉をつげた。俊忠集に源師時との贈答等の奉悼歌三首をおさめている^{54集5520}。そののちは鳥羽天皇内裏となるが、御年五歳の幼帝であり、あるいは長しても白河院との御確執の故もあるか、この後、俊忠の薨じた保安四年^{一一三}までの十七年間は、全く内裏歌会の記録は見られない。しかしその間、管絃御遊をはじめ、賭弓・蹴鞠等は前代と同じく行われている。

△仙洞歌壇▽

仙洞歌壇においては、郁芳門院なき後は、僅かに近習侍臣の小規模内々の歌会数度をみるにすぎなかったが、俊忠の卿相期においても、内裏

における嘉承二年前半にみる如き活発な様相はたえて見られず、仙洞には修法・法会の催しが目立つて見られる。記録に所見はないが、俊忠集⁶¹によれば、永久四年^{一一六}閏正月二十六日鳥羽殿に和歌会が催された。

堀河天皇崩後、近習の地位を離れた俊忠は、公卿として仙洞雅会に列席したのであろう。しかしこれ以後、俊忠と仙洞歌壇との関係は全く絶えている。同四月四日、鳥羽殿北面で歌合が披露された。この北面歌合は、金葉集以下に入集を見、優れた作品を残したが、四年後の元永二年七月十日の院北面歌会の「抑於此殿未和歌会」^{長秋}を参照すれば、恐らく院の臨御はなく、顯季を中心とした歌合であつたのであろう。出席歌

人は、左、顯季^{修理大夫}・信通^{幸相中将}・長実^{伊予守}・源家俊^{伊賀守}・季通^{右兵衛佐}、右、

源重資^{權中納言}・仲実^{前越前守}・源雅定^{右近中将}・顯輔^{中務權大輔}・源行宗^{散位}の十人、うち

顯季・長実・顯輔の父子、雅定は白河院近臣であり、信通は顯季と同じく院権臣である宗通の一男、行宗は嘉保二年八月鳥羽殿前裁合以来の仙洞歌壇の常連である。明らかに他グループと思われるのは、堀河院近臣であつた仲実、その歌壇の一員であつた源家俊を指摘し得るにすぎない。結局は顯季を中心とした白河院近臣近習の歌合であつたと考えられ、併せて堀河院歌壇の人々の其後も幾分推知することが出来る。

元永二年^{一一九}七月十日、前日人々に催召があつて、院北面で和歌御会が催された。御遊はなく、上皇も簾中に臨まれたのみで御製はなかつた。題は散位源行宗「草花告秋」、列座の公卿は源顯通・実隆・通季・実行・顯季・雅定の六人、殿上人に長実・源師時・経忠・家保・伊通・源行宗・源

有賢・源雅兼・定能・源家俊・成通、五位に清隆・重通の十三人であつた。うち公卿の実行・顕季・雅定、殿上人の長実・経忠・家保・有賢・成通は明らかな院近臣近習、行宗・家俊等は毎度の院歌合に列席し、近習的なものと考えてよからう。その他の公卿殿上人にも、白河院によつて力を得たもの、その子を含み、この歌会の人的構成も、中核は近臣近習的、服装も宿衣で、従来宮廷歌会で例をみなかった散位行宗のものが、詠進するのみでなく題をも奉つた。かつて堀河院近習歌壇にあつた源師時宗も召されたが、その記録の「抑於此殿未和歌会、加之中宮皇子等御座尤可被用祝題也、而無其儀如何」長秋にみるように、従前の仙洞御会——宮廷御会の規矩をはずし、顕季・長実・家保の父子を中心に、実行・雅定・行宗・有賢・家俊等の近臣近習の歌人を常連とした、一つの歌壇的な動きがうかがえないことはない。これをこの期の貴族サロンの実態と対照せしめると、この顕季中心の院近臣グループの存在ははつきりと浮出される。その指導者としては権力・歌才共に抜群の顕季を置いて外には求められないだろう。同月十三日、同殿上中門廊において殿上人十余人による和歌会が催された。あたかも同日、このグループの統率者である顕季が、ただ一人忠通家歌合の判者に招かれた。これを考え併せると、この催しは、忠通家歌壇に対する、仙洞——顕季歌壇の対抗意識の表われとも見られよう。

以上の如く、俊忠卿相期における仙洞歌壇は、郁芳門院在世期にみられるような、官廷遊宴行事としての要素は影をひそめた。開催の度数も

へり、歌会そのものの性格も、宮廷行事としての、御遊をとまなう御会は一度も催されず、それに準じてしかるべき元永二年七月十日の歌会も、兼日ではあつたが、近習侍臣が中心となり、本質的には中心となるべき上皇は、単なる傍聴者の位置にとどまられた。七月十三日の殿上人歌会をみても、院殿上ではあるが「於中門廊講之、以曆台為文台、事了分散」長秋によれば、恐らく上皇の臨御はなかつたのであろうし、上皇の思召により催された否かも不詳である。このように郁芳門院崩後の仙洞歌壇は、「院鳥羽殿におはしまいに、殿上人くつれぐりて、日ごとに歌よまむとて……」六条修理大夫集の如く、顕季一族を含めた院近臣のほぼ独占する所となつた。結果においては、仙洞歌壇としての宮廷行事の一場としてではなく、上皇の乳母子として、院権臣の一人者であつた修理大夫顕季を指導者とする、院近臣・近習グループの一歌壇となりつつあつたと見てよいのではなからうか。しかして俊忠は、前言した集61の「永久四年閏正月廿五日、鳥羽殿、梅花薰衣」の一首のほか、院近臣近習にはなり得なかつたのであろう、卿相期においては仙洞歌壇との関係はない。またかつての堀河院近習歌壇の人々は、仙洞歌壇に定着するか、忠通家サロンの常連となるか、あるいは両者に入出することになつた。

3 宮廷生活と和歌

以上のように、俊忠の、殿上人と卿相という、宮廷貴族生活上の最も大きな身分差の時期にわかれ、かつは更に内裏・仙洞をも区別し、俊忠

が参与した歌会を縦として、宮廷歌壇の人と場の構造を、現存史料の上から通観した。時には俊忠は全く埋没し去つた時期もあつたが、その結果、宮廷歌壇は本質として、天皇・上皇・後宮の遊宴行事であること。その最高のものは、臨時の公事的に高められて中殿御会・清涼殿歌合となり、兼日の殿上逍遙・観花・月・紅葉等の御会も、遊宴ではあるが、行事として儀式的要素を多分にもつこと。全くの興味的なものは、天皇・上皇・後宮のつれづれのなぐさみに即興的に催されるという事も判明した。

人の構成も、その本質から、天皇・上皇・後宮のいわゆる至貴の方が中核であり、公卿が興を添えるためその場に奉仕する。だから宮廷歌壇の歌人は公卿が本態であり、殿上人以下は歌会行事の諸役に参仕するにすぎない。晴の歌会・歌合に歌を詠進し得たとしても、それは本来公卿たるべき家柄、あるいはそれらの名義による代作、または重代歌人の家たるによつて特に撰抜される。という方法によらなければならない。だからこそ「参入公卿皆被進歌、但殿上人别仰不及広」嘉保三・三 または「公卿十九人皆進和歌、殿上人十二人依撰進和歌」嘉保三・二・二二 十種供養後宴歌会 の如き記載が見られるのである。また尋常御会以上の場合には、特に管絃堪能殿上人が召され、公卿に代つて管絃を奉仕することも前述した通りである。そしてこれら管絃奉仕の殿上人は、必ずその御会の、限られた殿上人の詠進の中に撰歌されている。また当座内会も管絃御遊を伴うことが多かったが、その歌会メンバーに管絃堪能者の名を多く見ることが出

来る。これらは、管絃と宮廷生活の甚だ密接な関係を示している。

一々例証をあげるまでもなく、宮廷の数々の公事・行事の中に、神事・仏事の多いことも知られる通りである。また多くの行事に、御遊が附随する事もよく知られている。御遊は舞と管絃付歌から構成されるのであり、舞奏の場合と管絃のみの時とがある。御遊は宮廷行事の神事・仏事・人事を通じて、神・仏・人を慰楽させるため催すものである。清暑堂賢所には、内裏・仙洞・撰閑家から楽が供される。内宴・立后・朝覲行幸・種々の賀・御産・元服・着袴・御書始・御会始・行御幸・大饗・臨時客等の諸公事行事の殆んどに御遊が伴つた。公事の御遊には、専門の伶人が参仕する。しかし公事の御遊にも管絃堪能の公卿殿上人が、舞奏を奉仕する例も極めて多い。特に遊宴行事は御遊が主体であり、舞・管絃を奉仕してこそ、宮廷貴族としての生活の本為と考えられるのである。撰閑家をはじめ、公卿達の管絃奉仕は自然であり、間々天皇・上皇自らが楽器をとられることもある。源経信が有職・和歌・漢詩の碩学であるばかりでなく、琵琶の名手であつた事も特殊の事ではない。

しかし、人により堪・不堪の別がある。だからこそ、本質的には公卿のみ参与を許される遊宴行事に、管絃堪能の殿上人・地下が特に召されるのである。和歌御会の場合も——特に殿上逍遙・観花・月・紅葉の遊宴は、御遊が主体であり「興入幽玄」つて、結果され、形象化されたものが和歌となつて披講される。だから管絃堪能の故をもつて召された殿上人地下たちは、この御会に、殿上人・地下でありながら、その本来的

な補設・警護の諸役で奉仕するのではなく、遊宴の本体に参加するのであるから、和歌を詠進する機会には他の諸役に比してはるかに多い。この結果は前述したとおりである。

源俊賴が、終始殿上人の身分にありながら、散木集・記録にみられるように、多くの宮廷歌会に詠進している。これも俊賴の秀れた歌才、当時の公卿歌人の第一人者たる父経信の後見、といった抽象的な理由づけよりも、俊賴が当時筆筆の名手であり、管絃堪能の殿上人として、多くの公宴御会に召され、撰ばれて歌を詠進しているという具象性の方が、より実証的であるといえる。更には俊賴が、度々堀河天皇内裏歌壇の当座内々歌会に出席しているのも、あるいは近習的な地位にあつたのであるが、それも管絃を好まれた堀河天皇、また近臣と目すべき源国信・源頭仲筈も管絃の妙手であつた事と無関係ではあるまい。だからこそ、堀河天皇近習に、源国信を中心とした、頭仲・仲実・俊賴・師時等の歌壇的グループも生れたのであろうし、堀河院百首和歌の勸進者に俊賴が推定される一理由にもなると思われるのである。

これに対し俊忠は、鞠が堪能であり、長い武官生活で弓技も一応の技に達したが、国信の如く弓技堪能者^能にはならなかつた。田楽は人ともにも楽しんだが、管絃の才はとりたててなかつたらしい。消息を書かざる人であつては作文も恐らく心許なかつたのであろう。賭弓・蹴鞠の催しはしばしばあつたが、和歌会に及ぶ例は極めて稀である。高貴の家柄でもなく、大した歌才もない。そこに殿上人期の宮廷歌会に、他の管絃

堪能の国信・忠教・基綱・宗忠・俊賴のように、しばしば詠進する機会のなかつた一事由を認めるのは思いすぎであらうか。記録に所見なく、二条家系の勅撰集および俊忠集にのみみられる、殿上人期の宮廷御会詠進歌は、疑えば、御会撰歌に備えて準備した歌稿であり、實際撰ばれて詠進したかどうかは判らないとも云えよう。

また作文は、奈良朝以来の強い公性が本質となり、管絃・和歌と同じく貴族教養の根源をなしてはいる。しかし音楽^{管絃}の遊興的な屬性に比し、作詩・消息の書けないものは公卿の地位に昇り得ないのが常識とされた^{註1}ほど、貴族教養の本質的なものであつた。だからこそ、宮廷・貴族家の作文会の構成メンバーは、儒家・学生等の専門階層を除いては、その殆んどが歌会の構成メンバーと異なることはない。匡房は勿論のこと、経信・通俊等も作文会の有力メンバーであり、漢詩を賦することを、本人達も特殊の事とはしていない。また逆に歌会の題・序は儒家の分担であり、儒家の多くも歌会に列座することも普通である。ことに宮廷・撰関家においては、歌会以上に作文会は定例化され、東宮・撰関家嫡男の作文始は、重要な公事となつてゐる。それに比べると和歌は、既に四代の勅撰集を経過し、大嘗会には悠紀・主基の屏風歌を奉るとはいえ、宮廷生活に於ては、作文ほど第一義的なものではなく、管絃程に生活化されてはいなかつたともいえよう。和歌は、宮廷生活においては、本質は漢才に対抗する和魂が出发点であり、弓・鞠・管絃とは異つた高貴性^{註2}——文芸性を認識されながら、またその故に、作文とも、管絃とも異つた

位置を占めていた。

本来、公事・神事・仏事の後宴慰楽であつた管絃、これが作文、および前代から晴の歌合・中殿御会、更には尋常会の儀式化とともに、徐々に宮廷行事の一としての地位を占めてきた和歌に、この面でも附随するのは自然である。更には和歌が、管絃とともに、仏事の後宴に催されることも前代から起つた。^{三十講歌合など}この公事を中心とした、神事・仏事・音楽・文学の幾重もの重なり、それが結果として、本来の宮廷公事を中心としての、これらのすべてを包括しての生活が、すべて宮廷生活の概念で意識されるようになるのも自然といわねばならない。このようにして和歌も、公的な意味での、宮廷生活の一としての場を確立する。だから宮廷歌壇といわれるものも、特に弧高な文芸性を意識しての、特殊な、それ自身他と隔絶した位相によるのではなく、他の宮廷生活とともに営まれた、宮廷貴族の生活の場の一であるといえる。

和歌の場が宮廷生活の一部をなす以上、その最も本質的なものは宮廷歌壇であり、当然それが指導性・総括性をもつことになる。それに連なり、その下部をなし、結果において宮廷歌壇をささえる貴族グループ歌壇も多々あつたであろう。しかしながら、他の宮廷生活のすべてがそうであるように、その中核は天皇・上皇・後宮であり、参与の中心は公卿であつた。しかし前述の如く殿上人は撰抜されて参加する。宮廷歌合の一である宮廷歌合、これには秀歌を第一条件にはするが、家格・重代・堪能という登竜門のほか、代作が公然化され、そこに卑官歌人の参与の

道が開かれている。しかして遊宴本意の宮廷行事歌合は必ず方人・念人を予め定める。後宮の上臈女房・公卿は必ず方人として左右に分たれ参加する。合わされる歌は、歌撰者により撰歌されるのが常であるが、作者は考えようによれば、歌合行事の種々の諸役の一であり、その歌を合わせる事を契機として、主催者——天皇・上皇・後宮、その代理者——判者を中心として、左右方人・念人の難陳のやりとりの間に生ずる雰囲気こそ、遊宴の本質であつたのであろう。

また当座内々の歌会歌合は、自然近習的なものになることは前述した。ここに例えば、白河院の通俊、のちの顯季、堀河院における国信のごとき、宮廷的地位においても、歌才においても、指導的な人が得られれば、自然親縁関係の有資格貴族歌人が之に参加し、公的には内裏・仙洞に、私的には自邸において、それを中心とするグループ歌壇を自然形成して行く。これが宮廷歌壇に、天皇・上皇の代理者としての、強い発言権を持ち得る高位の公卿歌人たり得れば、晴の御会の場合には、そのグループを発展せしめ、総括的な宮廷歌壇を形成し得よう。がしかし、そこまでの人を得ない場合は、それぞれが単独グループとして確立して行くことになる。この期の公卿歌人として宮廷歌壇を指導した源経信・藤原通俊の相前後して薨じた永長・承德頃から、晴の宮廷歌合は全く行われず、除々に内裏・仙洞の近臣・近習グループの歌会の出席者に固定化がみられているのも偶然ではなからう。院政期の宮廷歌壇はこのような変移の時期であつた。

俊忠と貴族歌壇

家集にみられる限り俊忠と貴族歌壇との関係は、実は全く俊忠家の歌会・歌合に関する自詠のみで、それに関する限りの、勅撰集その他の家集を傍証としての列席者を調べられるにすぎない。この事は、この期貴族歌壇に関連して、俊忠の貴族歌人としての地位を端的に示すものである。前述の如く、家集にみられる俊忠家の歌会・歌合の歌は、その46%二五首を数えるが、年次分明のものは、長治元年五月二十六日、俊頼を判者に招いて催した左近中将俊忠朝臣家歌合^{集17}しかない。この歌合は源俊実^{治部}・俊忠・源俊頼^{左京権}・基俊^{散位}・仲実^{備中}・入道顯綱・仲正^{肥前}・道経^{散位}・伯母・一宮尾張・信乃・一宮紀伊・中宮下総・女房三位^{榊守}の男女十四人による十題十三番歌合である。

このほか八条の家で、秋六題の歌合を主催した^{集28}が、これは新勅撰集秋^{集30}小萩原鹿・詞花集恋上^{集32}音無滝恋ともに「家に歌合し侍りけるに」の詞書をもち、散木集^{月八}にも「中納言俊忠の許にて、草花露重といへる事を」^{集28}等とあるのに符合する。しかしこのうち集28の該当

八条の家にて歌合に、草花露

ゆふつゆのたまかづらしてをみなへしのはらの^{「つゆ」}かぜにをれやふすらん

は、金葉集秋の

顯隆卿の家に歌合し侍りける時、をみなへしをよめる

中納言俊忠

ゆふ露の玉かづらして女郎花いろめく野べにひとかよふとて

と上句は全く一致する。この顯隆卿歌合を、類聚歌合二十卷本の古今歌合卷第十三目録最末の「藤中納言家歌合」とすれば、顯隆の官と俊忠の薨年から、保安四年の前半にしか求められない。同一人の詠に全く上句を同じくする二首はまず考えられず、といつていずれかを否定する根拠も考えられない。恐らく二首の上下句を誤り合せた家集転写の誤りであろう。

歌会も数多く催し、その年次はわからないが、

- 1 恋十首歌会 集36・40・千載恋二、^{散木集・金葉恋上（俊頼）、修理大夫集（顯季）}
 - 2 十首恋歌会^{於二} 集49・53、^{散木集・金葉恋下・千載恋二（俊頼）、修理大夫集・金葉恋下・千載恋二（顯季）、金葉恋上（源顯國・皇后宮式部）、千載恋二（佐顯仲）、新古今恋五（源師時・藤原道経）}
 - 3 花柳交枝・水辺柳^於 集24・25、^{散木集（俊頼）}
 - 4 人に恋ひらる^於 集27
 - 5 九月十三夜水上月^於 集34、^{千載秋上（俊頼）}
 - 6 惜残花心^於 集35
 - 7 雪の歌 集41
 - 8 恋十五首 新古今恋五
 - 9 恋三首歌^於 新古今恋二、^{散木集・千載恋二（俊頼）}
- のように、知り得る限り、俊頼・顯季・佐顯仲・師時・顯國・道経・皇斥宮式部等、あるいは基俊・仲実・顯綱等の参会を得て、多くの歌会が

知られている。うち十首恋歌会は文学的にすぐれた成果をあげたらし、金葉集以下の勅撰集に多くの入集歌をみたが、六条修理大夫集等の詞書から考えると、俊忠参議在任中長治三・二二の催しらしい。恐らく歌合にせよ、歌会にせよ、早くて堀河院近習歌壇の一員であつた長治初年、主として任参議以後の卿相としての地位で催したものと考えられる。しからば当時一般の貴族歌壇は果してどのようであつたのか、あるいは全く俊忠と離れるかも知れないが見て行きたい。

当時の貴族のサロンで催された歌会で、年次規模ともに明瞭なものは甚だ少い。殊に偶然顔を合わせ、当座に行われたものは、殆んど知ることが出来ないであろう。しかし幸いにも歌合の今に残るものが相当あり、かつ、散木集・六条修理大夫集・夫木抄、あるいは当時の記録によつて、ある程度の貴族歌壇の実態はうかがえる。これに従い、かつ名実ともに宮廷につぐ場である摂関（大臣）家と、その他の貴族家に分つてみてみよう。

1 摂関家 附大臣家

この期は、師実宇治関白・師通・忠実・忠通の父子四代が摂関（藤氏々長者）の職にあつた。このほか、白河院の村上源氏の重用により、源俊房・源房寛治八の兄弟が左右大臣の頭職にあつた。ただし三宮輔仁親王の皇位問題にからみ、俊房流師頼・師時は子のおよび弟師忠は、白河院から快よく思われていなかったという。

まず長治年間に至るまでは、高陽院七番歌合寛治八・一九を除いて、全く

歌会の記録は見られない。それに反して、師通の主催による作文管絃会が、匡房・経信・通俊・季仲・師頼等を集めて度々開かれている。このほか、師通の近侍諸大夫による当座の作文会は更に多数に昇るのである。作文会の代表的なものとしては、寛治五年三月十六日六条水閣曲水宴がある。これは道長の東三条殿の詩筵に倣つたもので、出題・管絃・饌・披露および列席公卿殿上人の服装等、すべて宮廷尋常御会の規模に等しい。文人の公卿に俊房・師通・経信・匡房の四人、殿上人に季仲・師頼・基綱・道時・兼実・宗忠等十一人、ほかに儒者・文章生が列席した。また嘉保二年十月二十一日京極殿で行われた作文会は、師実室麗子の主催であつたが、これは五部大乘経講説の間に行われたもので、ここにも行事としての、仏事・音楽・文学の総合化がはつきり知られる。このほか、寛治四年三月十六日には左大臣俊房主催の作文管絃会が催されている。

師実主催の高陽院七番歌合寛治八・一九は、頼通主催の賀陽院歌合永承五・六・五に倣つた和歌史上著名な行事歌合である。男・女房各七人の歌人を撰んで従来の撰歌合にかえた。公卿殿上人を左右の方人にわけ、饗饌・御遊・引出物等すべて従来の摂関家歌合に同じく内裏歌合に準じている。ただこの歌合は、撰歌人歌合であつたので、代作は勿論なく、撰にもれた歌人の慨嘆も基俊集等に知られる。と同時に、男女房歌合として従来もなかつた方法ではないが、歌人の撰出という方法により、歌合そのものの文学性を高め、遊宴行事歌合からの変移が見られる点注目される。

だからこそ披露後にわたつて、作者伯母二条殿と判者経信との間に、討論が行われたのであらう。

長治以後、忠通を中心とした作文・和歌会・歌合が除々に催された。

記録的には、長治二年二月二十一日、殿上人二人・諸大夫十余人を集めた庚申待歌合が初見である。天永二年九月——十一月の交は、毎夜密々の詩筵を催し、宗忠等の公卿、実行等の殿上人に、散位基俊、儒者等がそれに参加した。和歌会も、永久三年九月九日作文・和歌の会、同年十月二十六日

内大臣、家歌合、同日当座歌合、同五年五月十一日内大臣、家歌合のいずれを見ても、

兼日・当座を問わず、殿上人・諸大夫を集めて行われたもので、「内府方有和歌会、近來和歌誦多集会云々・殿上・殿下・永久五の記にもみるように、

忠通を中心とした、撰関家出入の殿上人・家司・諸大夫等による忠通の近習の歌会であり、かつ数多く開かれたと思われる。忠通は撰関ではなくその嫡子ではあるが、既に内大臣として次の撰関は約束されている。

しかしそこには、師実以前の撰関家歌会・歌合に見られるような、宮廷歌壇につぐ総括性・指導性は既に見られない。つづく元永・保安期に、俊頼・基俊等をまねいで判者・歌人とした忠通家歌合は度々知られる

が、これも従前の如き撰関家歌合の規模ではない。いずれも公卿はなかつた一度の判者頭季は別、数ヶ度の歌合に歌人の出入はあるが、なお永久三年十月

二十六日初度歌合の、顯国位四・忠隆・宗国・雅光・重基・盛家・仲房・忠房・兼昌等が、そのまま各歌合の中核メンバーとなり、それに頭季一度・俊頼・基俊・佐頭仲等の歌人の参加する構成である。だから本質

的にも、遊樂行事の全くない、好事の忠通を中心とした、彼の近習、それに当時の歌人として著名な数人を加えた、全くの忠通家サロン歌壇といえるのではなからうか。元永二年七月十三日内大臣家歌合の判者は頭季であるが、頭季はこのグループの常連ではない。この傾向が、あたかも宮廷歌壇が総括性を失った頃からみられるのも、内裏・仙洞歌壇の固定グループ化とも符合し、注目される。

2 一般貴族家

初期の寛治年間には、宗通家の歌会・歌合三ヶ度が知られる。宗通太宮俊家男、基俊弟、は幼少より白河院に養育され、上皇と特別の関係にあり、長じて頭季と共に撰関家をしのぐ院権臣となつた。その室は頭季の女であり、頭季と極めて近い関係にある。従つて歌会・歌合のメンバーも、頭

季・長実・宗忠・経忠等の白河院近臣・近習が多いのは当然であるが、津守国基・三河前司頼綱・行尊等の殿上人・地下・細流歌人も含んでいる。これは宮廷歌壇がなお指導性をもつたこの期、前述したように、その下部組織的な有力貴族サロン歌壇の一として、宮廷歌壇に連なるものとして卑官その他の歌人が参集した一例ともいえよう。かかる貴族サロンが、例えば高陽院七番歌合のような晴の歌合に頼綱が歌人として撰ばれる礎地を形成しているのであらう。宗通家の歌合はこのほか天永頃にかけて知られ、そのサロンは一つの歌壇をなしていたものと思われる。

内裏・仙洞ともに歌壇活動のさかんであつた嘉保・承德期には、権大納言家忠家歌合嘉保三・三・二二、(師実二男)、中宮権大夫能実家歌合同三・五・三、(師実四男)、兵

衛佐師時家歌合同三・五・三、
（俊房二男） 中納言匡房家歌合同三・五等が知られる。

いずれも撰関・大臣家の子弟あるいは匡房のごとき高名の儒家歌人の主催で、それぞれ規模は異つても、前記の宗通家歌合・歌合と同趣の、いわば貴族サロンの記録的な表れと見てよからう。このほか、あるいは雙林寺法花経聴講に参集した人々により催された雙林寺和歌会嘉保二、三・六、

または庚申夜当座探題名所、
承徳二・一 観梅・桜、観月、観紅葉等、仏事・雅事に

つけ、同好貴族の集りが度々催されたのであろう。それには特定のサロングループもあつたであらうし、その交流もあつたのであろう。この間特に注意すべきは、公事奉仕の間暇に、公卿殿上人あるいは殿上下侍の間には、云捨の連歌・聯句和漢が行われたり、または公卿の家で連歌・

聯句管絃の会の行われたことである。やはり和歌は貴族にとつて、管絃・朗詠・今様と異り、作文と同じ意味で真摯さが要求された。固苦しさときまわりを持つ歌会の雰囲気を見せて、当意即妙の気易い連歌・聯句をもてあそんだのであろう。俊忠集にも殿上における連歌のかけ合いが見られるし、散木集・金葉集の連歌部立の充実をみれば、それなりにこの期の和歌の位置づけが知られるのである。

公卿歌人経信・通俊薨後の康和期以後は、宮廷・撰関家の晴の歌合は全く催されなかつた。それに反して、はじめは衆議判、やがては俊頼・顯季・基俊等を判者として、数々の貴族家歌合が催された。国信顯房、三男

広綱顯房、弟、師頼俊房、男、俊忠、仲実、顯季、長実顯季、一男、顯輔顯季、三男、実行公実、男、雅定雅実、男、重隆為房、男等家である。いずれもが堀河天皇・白河上皇の近臣・近

習、もしくは公実・雅実・為房等の仙洞権力に直結した者の子弟達である。とくに康和・長治期における国信・仲実・俊忠家の歌合は、共通の判者俊頼を加えての、堀河院内裏歌壇をささえるものであろう。また永久期以降の、実行・雅定・長実家の歌合は、顯季を中心とした仙洞歌壇をまたささえるものでもあろう。また歌会としては、全く年次は判らないが、前述した俊忠家の十ヶ度に及ぶ歌会のほか、公実・実行父子、国信・顯仲兄弟、師時、顯季・長実・顯輔父子、雅定、伊通、経仲家等に於て歌会がもたれている散木集等。これらはすべて、権力なり、身分なり、歌才なりに則して、規模も集る人も、大小の差はあつたであらうが、それぞれが一のサロン歌壇であつたと考えてよからう。

このようにしてみると、康和長治期においては、堀河天皇・中宮篤子の近習を中心に、国信・伯顯仲・仲実・俊頼、それに基俊・隆源等の加わつた国信家のサロンが、内裏歌壇のそれと呼応して、かなり有力な歌壇をなしていた事が指摘できる。はじめは俊忠家のサロンもこの系統にあつたのであろう。そのいずれもの和歌の技術上の指導者は俊頼であつた。また特に忠通が頻繁に歌合・歌合をもつた永久以降は、ほぼ中核メンバーを一定する顯季等の仙洞歌壇があつた事は前述したが、そのメンバーである顯季・長実・実行・雅定等がそれぞれサロンをもち、それが元永保安期になると、ほぼ顯季を指導者として、忠通家より更に広範囲な構成をもつて一歌壇を形成していることが、この期顯季一族の歌合・歌合により推測される。とくに元永元年六月十六日、顯季は、六条東洞

院の自邸に、実行・経忠・雅定等に列座をもとめ、長実・俊頼・佐頭仲・敦光・顕輔・宗兼・道経・行盛・為忠等の歌人を集めて、人麿影供および歌会を催した。人丸像はこのため新たに画かせ、大学頭敦光の讃が佐頭仲により書かれたという。このことは、この期の顕季の歌壇的地位を明瞭に示しているし、また、歌壇が、宮廷生活的な意識のほかに、和歌そのものの本質的な場をもとめてきた傾向も知ることが出来る。なおこの影供の初献は和歌宗匠として満座の推挙をうけた俊頼であつた事も注目されよう。それらすべてが、あたかも内裏・仙洞ともに、歌壇活動として、総括性・指導性を失つた時期に符合するのも偶然ではなからう。

しかしこれらの各サロン歌壇は、厳しい排他性をもつものではなく、伯顯仲・俊頼・基俊・仲実・師時等の旧堀河院グループは、ほとんど顕季グループに加わつたが、俊頼・基俊・佐頭仲等の如きすぐれた歌人は、忠通家サロンの常連でもある。これは両歌壇ともに、これらの歌人なくしては存在の意味ないことを示しているともいえよう。顕季も忠通家へ招かれ一度ではあるが判者をつとめている。

このような貴族サロンのほか、雲居寺の説教・逆修所に於て、後宴・結縁歌会歌合も度々開かれ、顕季・俊頼・基俊・佐頭仲、あるいはその他の緇俗男女歌人が会衆として一堂に会している。これらの講演・経説の場で行われる雅会は、貴族サロンより構成も更に広く、同好の歌人本意で、宮廷歌壇——更には多少なりともその系統をひく貴族サロンのもつ種々の拘束は少い。これらは宮廷外の仏事のあるが、宮廷貴

族がそれを構成している以上宮廷生活の一部ではあるう。しかし宮廷生活と契機として形成された宮廷歌壇、その直接の延長である貴族サロンに比し、すべてが会衆の一人である——主催者をもたない仏事を契機として形成された和歌の場は、前者に比し、はるかに自由で、純粹であるといえる。この意味で、特に雲居寺胆西が媒体となつた雲居寺経延の歌壇活動は、この期の歌壇活動の一特色といふべきであらう。しかし勿論貴族家——宗通・宗忠・為隆・長実・匡房家に於ても、作文会が催されたことは、宮廷・撰閑家と同様である。

結 び

以上のように、院政期といつても、俊忠の生涯にわたる僅か五十年間に限り、それも不十分な資料で、しかもその消化も十分でないままに、院政期歌壇の実態と思われる所を考察してきた。俊忠は結局の所、平凡な中流貴族として、身分に従い、宮廷歌壇に、従来の同程度の貴族と同様に参加した。しかしそれは見る通り、すぐれた宮廷歌人としてではなく、宮廷生活に生きる一貴族としての当然の行為結果であると思われる。音楽・文学の才能は少なかつたが、その初仕したのが白河院の侍従であり、まゝ堀河天皇の近習となつたので、平凡な中流貴族としては、宮廷歌壇参予の機会が多い方ではあるう。近習歌壇の一員として、家に歌合・歌会を開いた。のちにはその延長もあり、卿相として家にサロンを開きパトロンとなつた。がしかし、他の同列の貴族歌人のように、他

の歌合・歌会に列席した明徴は少い。これは俊忠の歌人としての客観評価を表わしているといえよう。

しかして歌壇の本質は、考察して来た通り、中殿御会を頂点とする宮廷歌壇であり、撰閑家はその延長であると思われ、宮廷生活の一の場である。それに直接参与出来ぬ卑官の歌人は、長い実績と代作という方法により登用された。それを育て、礎地を固めさせるのが、宮廷歌壇の下部構造である貴族のサロン歌壇である。散位で公的な宮廷生活の場をもたぬ貴族も、このサロンに加わるることによつて、広い宮廷生活の一面に足を下したのであり、更にはここを基盤として宮廷歌壇へ登場することも可能である。それが高位高官の貴族をパトロンとする貴族サロンであつたのであろう。ここに古代後期歌壇の構造をみる事が出来る。

しかしながら、経信・通俊の二公卿歌人を失つた康和期以後、符合する如く前後して、好事の郁芳門院・堀河院も崩御された。そして考察した如く天仁期以後は、内裏・仙洞ともに宮廷歌壇としての総括性指導性を全く失つてしまつた。ここで仙洞近臣グループは、頭季を中核として除々に一歌壇を形成した。また内大臣忠通は、従来の撰閑家の立場を離れて、全くの近習諸大夫と、数人の有力歌人を加えて、一歌壇を形成していつた。この間にあつて、俊頼・基俊・佐頭仲等の有力歌人は、両グループに招かれて出入した。そこには前期にみる如く、和歌は宮廷生活に附随した属性——例えば管絃と和歌との関係などは影をひそめてきた。和歌の場は、なお宮廷生活の一の場ではあつたが、より純粹にその

場を確立した。この傾向と共に重用された有力歌人——既にそれらなくしての歌壇は考えられなかつた——のうちでも、俊頼の歌人的地位はぬきんで高かつた。はじめに堀河院歌壇の技術的な指導者となり、ついでは頭季・忠通の両歌壇の指導者となつた。頭季もすぐれた歌人であつた。しかも白河院を背景とした実質権力では、恐らく撰閑家をもぬいたといわれる。しかし非参議修理大夫の地位家格では、たとえ卿相の身分ではあつても、経信・通俊について、貴族を総括して、宮廷歌壇に統合していくには欠けるものがあつたのであろう。

かくして院政期の和歌は、除々に作文と同等の公性を得つつあり、一方にはこれに逆らうように、歌壇の本質は宮廷歌壇であるという意識は変化しないにせよ、除々にその中心は、宮廷から貴族サロン、貴族グループに場の移動が行われたという事ができよう。特に頭季・忠通のサロン、更には雲居寺の歌壇へとうつりゆく趨勢は、院政末期から鎌倉期にかけての、頭季の後の六条藤家、俊頼の後の俊重・俊忠の主催する花林苑グループ、基俊の学統をひく俊成以下の二条家など、いわば専門歌壇の出現に顕著に結果されたといえないであらうか。ここには、和歌が、宮廷生活の一の場であるという事は、全く否定されないにせよ、異つた意味で、歌壇がそれとは別の傾向をもちつつあつた事は認めなければならぬ。そこに和歌の、場の上からみた、古代和歌から中世和歌への転移の一現象も見られるのではなからうか。(昭和三十三年九月稿)

本稿は、昭和三十三年五月和歌文学会例会における発表「院政期の一貴族俊

忠と歌壇」を増補訂正したものである。

註1 古事談人昇卿相如事 「不作詩之人昇卿相事、始自顯雅卿々、不書消息之人

昇卿相事、始自俊忠卿 云々、此事伊通被通二条

註2 郁芳門院々々 右大将雅実卿 権大納言家忠卿 民部卿俊明卿 右衛

門督俊実卿 治部卿通俊卿 宰相中将保実 右兵衛督雅俊 宰相中将宗通

為家朝臣 顯季朝臣 隆宗朝臣 為章朝臣 隆国朝臣 顯雅朝臣 師隆朝臣

能俊朝臣 家範朝臣 国明朝臣 時範已上別當 俊兼五位 国仲子 藤原輔明

已上判 藤盛輔 源有忠兼 惟輔子 源行実子已上 藏人 (中右記嘉保三・八・)

(白河院) 院司 別当 藤大納言経実 (権大納言宗忠) 治部卿能俊 民部卿

忠教已上大 右衛門督実 新中納言定雅 藤宰相実 大式基忠、三位 基隆朝臣 家

保朝臣 有賢朝臣 成通朝臣 顯盛朝臣 忠隆朝臣 顯重朝臣 顯頼朝臣

頼輔朝臣 敦兼朝臣 公教朝臣

判官代 忠盛朝臣 資能朝臣 為重 朝隆 資賢

藏人 …… (以下略) (中右記大治四・)

註3 ……円光院殿(基忠、俊) 仰云、諸道をうかゞひて見るに、何もおろかなら

ずといへども、殊に無尽期事は、除目の事と也 云々、我身雖不携此道、於和

歌者深仰信 云々 (井蛙抄巻六)

附 表

二〇後二条関白師通記、殿殿殿、中中中右記、長長長秋記、永永永昌記、為為為房卿記、平平平時範記、廿廿類聚歌合二十卷本、袋袋袋草紙遺篇、夫夫夫木和歌抄、著著古今著聞集、今今今鏡、類類類群書類従、書書書陵部本

年 次	俊忠事項	内裏御会	仙洞御会	一般歌会歌合	作品との関係	備 考
延久五	誕生					
1073						
応徳一	叙 爵					
1084	14~12					
三						
1086						
三・一一・二〇	侍 従					
三・一一・二六	(堀河帝踐祚)					
寛治一・一〇・二九	(白河院々々政)					
1087						
二・一・五	從五上					
1088	16					
二・一・一五				(師通邸)		
二・一・二五	左少将			(作文会)		

寬治二・二・二七	三・一・二八	三・七・二五	三・八・二三	四・三・一一	四・三・一六	四・一二・一〇	五・一・六	五・三・一六	五・八・六	五・八・一五	五・八・二三	五・一〇・一	五・一〇・六	五・一〇	五・一〇・二五	五・一一・七	六・二・一八	六・三・二八
1089	1090						1091										1092	
(兼備前介) 右少將 17		五位藏人					正五下 19		從四下							(篤子内親王) 入内 (忠家薨 59)		
(御書所) 作文会													(小島合)					
										(作文会) 殿			六条院 和歌御会					
			四条宮寛 子扇合											從二位親 子家歌合				
				(俊房邸) 作文会	(俊房邸) 作文会	(師通邸) 聯句管絃		(六条水閣) 曲水宴								(師通邸) 作文会	(吉祥院聖) 廟作文会	
											左中将宗 通家歌合							
													新拾遺冬(俊忠) 六条修理大夫集 (顯季)					
(中)	(廿・中)	(中)	(中)	(中)	(中)	(二)		(中二)	(中)	(廿)	(中二)	(二)	(二)	(廿)	(基忠、正三位權中納言 36)	(中)	(中)	(中)
	太皇太后寛子方 經信判 頼綱、匡房、顯綱、為房、 公実、經信、俊頼等					経信等 同七日、匡房許にて作文		師通主權 文人公卿 俊房、師 通、経信、匡房、殿上人 季仲、 師頼、基綱、道時、兼実、宗 忠、成宗等		宗通、顯季、伊信、経仲、公経 頼綱、国基、行尊、季綱等	大井河紅葉御覧、還御於六経院 「落葉滴水」	国信、俊忠左方	国基、俊兼、成元、顯季、家 賢、清長、素意等			経信、匡房等	夢想、宗忠等	

[illegible]

嘉保三・五・三	三・五					兵衛佐師 時家歌合	(廿)	師時(俊房二男) あきかぬ、すけあきら等
三・五	三・五					中納言 御家歌合	(廿)	断簡
三・七・七	三・七・七		(御書所 作文会)		齋院令子内 親王方歌合 計画		(二中)	五月八日、十五日
三・八・七	三・八・七	(郁芳門院崩)			(御乞巧 遊奠)		(長中二)	女院御方、宗通、宗忠、行宗等
三・九・一三	三・九・一三	(六条齋院禰 子崩)						
永長二・閏一・六	永長二・閏一・六	(經信薨、俊 賴歸京)						
二・八・二〇	二・八・二〇	(匡房太宰府 下向)			東塔東谷歌 合		(廿)	
承德二・一	承德二・一		(終夜管絃 一・一一)		庚申夜当座 合 探題名所歌		(夫)	
二・一一・一七	二・一一・一七	(基忠薨 43)					(從二位權中納言、右衛門督)	
三・三・二八	三・三・二八		小弓・蹴鞠 御会			散木集(俊賴)	(中二)	題序正家「風靜花芳」、師通、 忠実、師忠、宗忠、顯仲、忠教 師時、敦兼、兼実等(皆管絃)
三・三	三・三				親 和歌会		(扶桑古文集)	祐俊、敦光等
三・八・一六	三・八・一六	(通俊薨 53)						
康和二・四・二八	康和二・四・二八				宰相中将国 信卿家歌合		(廿書)	国信(顯房三男)、衆議判(俊 賴)、国信、顯仲、俊賴、基俊、 隆源、仲実、兼昌、家職、 衆議判、俊賴、仲実、顯仲、 隆源、実盛等
二・五・五	二・五・五				備中守仲実 家女子根合		(類)	
二・五・二五	二・五・二五				師時家歌合		(長)	
二・六・三	二・六・三				師時家探 題歌合		(長)	
三・九・七	三・九・七	1101			(忠実邸 連句会)		(殿)	九・七、九・一一、九・二〇等 俊仲、通国、公明等
三・一〇・二七	三・一〇・二七		鳥羽殿和 歌御会			六条修理大夫集 散木集(俊賴)	(殿・扶桑古文集)	題序学生尹通「松 契週年」

〃 一・六・一〇		小和歌会					(中) 「水風晚来」雲客七八許輩
〃 一・五					合重隆家歌		(夫) 時範等
〃 一・五					歌合		(夫) 俊賀・兼光等
〃 一・五					源宗光家歌合		(類) 広綱・国基等
〃 一・五・二六					散位広綱家歌合	俊忠集17・18 金葉集等	(廿) 俊頼判、俊実、俊忠、俊頼、基俊、仲実、頭綱、仲正、道経等
〃 一・五・二〇					歌合		(書) 広綱(頭房弟)、国基、雅光等
〃 一・四							(扶桑古文集) 於鳥羽殿「郭公声稀」宗光等
〃 一・四・二七		東宮殿上和歌御会				散木集(俊頼)	(中) 扶桑古文集「初度、題序学生敦宗殿上人願実以下十余人」
(長治二)・四・二四		堀河殿和歌管絃御会				金葉賀(俊実) 散木集(俊頼)	(中) 新造中宮御所、題匡房「松契還年」序代師頼、公卿忠実、公実、国信、宗忠、頭季等十人
〃 六・一・三	1104 正四下 32						
〃 五・二・三〇	1103 兼備中介 31						
〃 四・一・一							(本朝統文粹)
〃 四・六・八							(殿) 密々、題「鶴遊年友」
〃 四・閏五・一〇							(長) 主上渡御、「閏五月郭公」国信、俊忠等
〃 四・閏五・七		同後番				俊忠集44・46 金葉集等 俊忠集13・千載夏 新古今夏(国信) 散木集(俊頼)	(今) 男、公実、国信、佐頭仲、忠教頭季、俊実、俊頼、俊忠、師時
〃 四・閏五・二		歌艶御会和				俊忠集4・5 金葉集等	今類殿長 小和歌会、男、公実、国信、基綱、忠教、俊実、俊頼、俊忠、師時
〃 四・二・一		遷左中将					
康和四・一・二三	1102	転右中将 30					

〃 二・三・一一			觀桜歌会			散木集 ³ (俊頼)	(中殿) 中宮女房於馬場、観花、宮御方和歌披露「関路花」公卿一両、雲
〃 二・三・六		鳥羽殿和歌 管絃御会				散木集 ² (俊頼) 金葉集等	(中殿) 五日鳥羽殿朝餽行幸、關國房「池上花」序代宗忠、公卿忠実、俊忠等十八人、管絃殿上人俊頼、有賢、家俊、信通七、八日種々御遊
嘉承二・一	1107	兼但馬權守 35					
(長治年間)			堀河院百首和歌				(類) 公実、匡房、国信、師頼、顯季、仲実、仲房、俊頼、師時、佐頭、紀伊、河内、永縁、隆源、肥後
(嘉承一)・一二・二七		任参議				散木集 ⁶³ (俊頼)	
〃 三			当座香冠				
〃 三・三・一一	1106	補藏人頭 34					
〃 二・七					無名歌合		(書) 俊頼判、俊頼女、師俊
〃 二・七・一〇			(御書所) 作文会				(中) 人
〃 二・三・五			清涼殿和歌 管絃御会			金葉賀(御製) 堀河院遷幸初事、題匡房「竹不改色」序俊房、公卿俊房以下十三人、殿上人藏人頭以下廿余人	(中殿) 堀河院遷幸初事、題匡房「竹不改色」序俊房、公卿俊房以下十三人、殿上人藏人頭以下廿余人
〃 二・閏二・二四			花 和歌管絃合			玉葉春下(宗忠) 新千載春下(国信)	(中殿) 卒爾、不及瓜、忠実、能実、国信、宗忠、忠教等
〃 二・閏二・二〇							(中殿) 閏二・三・〇、閏二・二・二一、中宮女房見物、家忠、経実、国信、忠教、宗忠等
〃 二・閏二・一六			小弓合和 歌会			俊忠集 59	(殿) 於御前有小弓事、次歌遊事
〃 二・二・二一	1105						(殿) 殿上人一両、諸大夫十余人許
〃 一・夏			春宮藏人 所和歌会				(扶桑古文集)「鶴有趣齡」
〃 一・六					高陽院泉 殿和歌会	匡房卿家 歌合	(夫) 新樂府廿句題、通国等
長治一・六・二〇							

永久四・七・二一									或所歌合	(袋)	断簡、仲実判
四・八									雲居寺結縁 経後番歌合	(類)	基俊判、左胆西、道経、仲実 佐頭仲、為忠、琳賢、顯国、 俊頼等、右基俊、師時、忠隆 兼昌、敦隆等
四・一三・二〇			永久百首							(類)	伯頭仲、仲実、俊頼、忠房、兼 昌、肥後、大進
五・五・一一	1117							内大臣家 歌合	断簡、道経(殿)内府方有和 歌会、近來和歌詠多集会	(廿)	
五・七・一七								一条殿詩 管絃会	一条殿(全子) 上達部、殿上人、文人、諸大夫	(殿)	
五・八・一九								忠通邸 作文会		(殿)	
六・一・一一	1118	兼備後權守46									
(元永一)・五									雅定家歌合	(廿)	左頭季、長実、師時、顯輔、 佐頭仲、道経、右伯頭仲、実 行、雅定、俊頼、宗兼、忠房 題序敦光「水風晚来」、顯季、 實行、長実、経忠、雅定、俊頼 顯輔、道経、行盛、佐頭仲、宗 兼、為忠
一・六・一六									顯季邸 人鷹影供	(類)	顯季判、俊頼、実能、長実、敦 隆、琳賢、顯季、為実、雅定、 佐頭仲、道経、行宗、永縁、顯 輔、実行、経兼等
一・六・二九									実行卿家 歌合	(廿)	俊頼、基俊同判、定信、忠通、 盛方、佐頭仲、忠房、俊隆、師 俊、重基、俊頼、顯国、雅兼 道経、基俊、雅光、宗国、忠隆 信忠、兼昌、時昌、為実等
一・一〇・一一									内大臣家 歌合	(類)	断簡、当座、俊頼判、忠通、季 房、師俊、盛家、尹時、重基、 忠隆、朝隆、清高、盛定
一・一〇・一二									内大臣家 歌合	(廿)	俊頼判、兼昌、忠隆、雅兼、忠 通、宗国、佐頭仲、師俊、道経 顯国、盛家、定信、雅光
一・一〇・一三									内大臣家 歌合	(廿)	
二・四・一一	1119								逆修結願 和歌会	(長)	「止宿草庵」実行、顯季、長実 俊頼、行宗、実能、顯仲、師時 宗国、道経、宗良、顯業、師時

元永二・七・一〇			院北面 歌会				(長)	顯通、實隆、家伊、顯 雅定、長隆、通季、實隆、家伊、顯 成宗、有賢、重通、師時
二・七・一三			院殿上 歌会				(長)	殿上人十余人
二・七・一五			内大臣 歌合				(廿)	顯季判、左時通、忠盛、仲房、兼道、盛 尹時、師俊、右房、兼道、盛 忠信、宗隆、行盛、為真、雅光 佐顯仲、宗國、行盛、為真、雅光
保安二・閏五・一三	1121		長実家 歌合				(廿)	顯季判、雅定、顯季、長実、經 忠經、顯仲、道經、忠兼、為忠、經 忠經、宗良、家時、顯仲、雅定、顯
二・〇・二二			長実家 歌合				(廿)	顯季判、顯仲、雅定、顯季、長実、經 道經、忠隆、兼昌、為忠、經
二・六・二六		兼大宰大貳 49						
二・九・一二			関白内大 臣家 歌合				(廿)	基俊判、忠通、俊頼、宗國、重 基俊、雅光、親隆、女房、明賢、重 基俊、師俊、定信、道經、為真 時昌
三・二・二〇	1122		無動寺 歌合				(袋)	俊頼、基俊判
三・一二・一七		任權中納言 50						
三・一二・二二		兼大宰權師						
四	1123		顯隆卿 歌合			金葉秋(俊忠)	(廿目錄)	
四・七・九		薨 51					(九・六 顯季薨)	